

貝塚市新たな地場産品創出等支援事業募集要項

地域資源を活かした産業振興と創業支援が地方創生に果たす役割の重要性と、ふるさと納税が地方公共団体が自ら財源を確保する手段として重要な役割を果たす制度であることに鑑み、新たな地場産品の創出や既存の地場産品の生産強化などを支援するため、「ふるさと納税制度」の仕組みを活用したクラウドファンディングによる資金調達を実施し、本市へ新たに立地を検討している者や市内に事業所を有する者（以下、「事業者」という。）を支援する「貝塚市新たな地場産品創出等支援事業」を実施します。

1. 制度概要

- ・既存の地場産品の生産、製造、加工等に係る施設、設備等を強化する事業及び、新たな地場産品の創出における事業に取り組む事業者に対し、補助金による支援を実施します。
- ・事業者から提案を募集し、魅力的で安全安心な新たな地場産品や地域資源を活かす取り組みについて、「2. 提案募集に係る事項（4）」に示す事業要件に適合しているか審査を行います。
- ・採択された事業提案については、提案内容に基づき寄附の目標額を設定し、市がクラウドファンディングにより寄附を募ります。
- ・クラウドファンディングの寄附募集期間は、協議の上、決定します。
- ・寄附の目標額を達成した事業者は、当該補助金等を活用して市域内において提案事業を実施していただき、寄附者へ返礼品を発送していただきます。

2. 提案募集に係る事項

（1）企画提案の応募資格

貝塚市内で事業所を開設している又は開設を予定している者のうち、以下の事項すべてに該当する者

- ① 法人または個人の事業者
- ② 自らが事業の実施主体である者
- ③ 市内に立地し、地場産品（平成 31 年総務省告示第 179 号に該当する返礼品）の生産、製造、付加価値を伴う加工等を行っている又は行う予定である者で、補助金の交付決定の日から 5 年以上継続して補助事業を行う意思を有する者。
- ④ 新たに創出等された地場産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者。
- ⑤ 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員、条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者
- ⑧ 国税及び地方税の滞納がない者（納税猶予等の措置を受けている場合を除く）
- ⑨ 宗教活動や政治活動を目的としていない者
- ⑩ 市から入札参加資格停止の措置を受けていない者

（2）補助金額及び補助限度額

- ・交付する補助金額はクラウドファンディングにより資金調達します。

- ・当該募集期間内に、寄附目標額（事業実施に要する経費のうち補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）の2倍の額）に到達した場合、目標額の10分の5を交付します。

※目標額を超過した場合であっても、目標額の10分の5を補助上限額とします。

※寄附の目標金額を達成しない場合であっても、市と協議の上、事業を実施するときは交付する場合があります。

(3) 企画提案書等の配付場所及び提出書類等

- ① 配付場所 本市公式ホームページにて配付

URL :

https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/sogoseisaku/seisaku/menu/other/furusatonouzei_3.html

二次元コード



- ② 提出書類及び部数：正本 1部 ・ 副本 2部

- ③ 提出書類の作成：提出書類の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

【提出書類】

- | |
|--|
| ア 企画提案書【様式1】 |
| イ 事業計画書【様式2】 |
| ウ 収支計画書【様式3】 |
| エ 補助対象経費概算見積書【様式4】 |
| オ 事業実施体制組織表【様式自由】
(各構成員の役割分担等が明示されているもの。) |
| カ 市税に未納がない証明 |
| キ 税務署が発行する納税証明書その3の2（個人の場合）又はその3の3（法人の場合） |
| ク 直近の決算書 |
| ケ その他市長が求める資料 |

- ・提出書類は、【提出書類】に記載する書類とします。
- ・日本工業規格A4用紙を使用します。
- ・事業計画書（添付資料を除く）は、10ページ以内で提出してください。
- ・使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ・企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

- ④ 提出期限：随時受付

- ⑤ 提出場所

貝塚市役所 総合政策部政策推進課

〒597-8585 貝塚市畠中一丁目17番1号 貝塚市役所2階

⑥ 提出方法

提出書類を、「⑤ 提出場所」まで持参又は郵送してください。

⑦ 企画提案に関する留意事項

ア 応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場合は除きます。

イ 応募（提出）された書類の取扱い

応募（提出）された書類は、いかなる場合でも返却いたしません。

ウ 採択結果の疑義

一切認めません。

エ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属します。

オ 提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用はしません。

カ 守秘義務

本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

（４）提案事業の要件

書面審査により、次の事業要件を満たしているかを審査します。

事業要件	確認書類
新たに創出しようとする地場産品又は生産強化等を行おうとする既存の地場産品が、公序良俗に反しないものであるとともに、総務省が定める地場産品基準を満たしていること。	事業計画書
独創性、新規性、成長可能性、優位性、実現性、社会貢献、経済波及効果等の総合的評価がふるさと納税の返礼品として相応しく、地方創生に資することが期待できるもの。	事業計画書
事業提案金額について、費用積算が妥当であること。	事業計画書 補助対象経費概算見積書
事業の収益性と資金計画、経営状態が、事業実施の確実性に資するものであること。	収支計画書 直近分の決算書

※審査の結果、採択しない場合があります。

※審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

（５）審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいたすべての応募者に、原則、提案提出後３週間以内に文書で通知します。

※クラウドファンディングの募集は、新たに創出しようとする地場産品が総務省の審査を通過した後に開始します。

(6) 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合
- ②審査の公平性を害する行為があった場合
- ③企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合
- ④同一の者が複数事業の申請をした場合
- ⑤その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(7) 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

(8) 提案事業の停止・中止または取り消し

市の施策方針変更や災害、その他緊急のやむを得ない事由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取り消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

(9) その他

企画提案の審査後、採択された提案内容について、市と詳細協議をしていただきます。協議の結果、クラウドファンディングの実施内容・寄附目標額等について変更が生じることがあります。

(10) 提案から事業実施までの流れ

- ①提案書類提出 随時
- ②提案審査 原則提出後 3 週間以内
- ③提案結果決定通知 原則提出後 3 週間以内
- ④提案採択以降、必要なデータを入稿いただきクラウドファンディング開始
(寄附募集期間は、市と採択事業者との協議のうえ決定し、原則 1 年以内とします。)
- ⑤事業開始 補助金交付決定後

※事業の効率的な実施、またはやむを得ない事情がある場合、事業着手届を提出することで、交付決定前に事業に着手することも可能です。

お問い合わせ	
【事業募集・クラウドファンディングに関すること】 貝塚市総合政策部政策推進課 597-8585 貝塚市畠中一丁目 17 番 1 号 電 話 072-433-7240 メール seisaku@city.kaizuka.lg.jp	【補助金に関すること】 貝塚市総合政策部産業戦略課 597-8585 貝塚市畠中一丁目 17 番 1 号 電 話 072-433-7193 メール sangyo@city.kaizuka.lg.jp